

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年8月14日
【四半期会計期間】	第71期第1四半期（自平成26年4月1日至平成26年6月30日）
【会社名】	日本空港ビルデング株式会社
【英訳名】	Japan Airport Terminal Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鷹城 勲
【本店の所在の場所】	東京都大田区羽田空港三丁目3番2号 第1旅客ターミナルビル
【電話番号】	03(5757)8020
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 宮内 公
【最寄りの連絡場所】	東京都大田区羽田空港三丁目3番2号 第1旅客ターミナルビル
【電話番号】	03(5757)8020
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 宮内 公
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第70期 第1四半期連結 累計期間	第71期 第1四半期連結 累計期間	第70期
会計期間	自平成25年 4月1日 至平成25年 6月30日	自平成26年 4月1日 至平成26年 6月30日	自平成25年 4月1日 至平成26年 3月31日
売上高 (百万円)	34,598	39,035	147,116
経常利益 (百万円)	782	2,919	5,723
四半期(当期)純利益 (百万円)	334	1,869	2,979
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	1,122	1,912	3,914
純資産額 (百万円)	101,199	104,344	101,866
総資産額 (百万円)	182,471	181,827	185,358
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	4.12	23.01	36.68
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	54.61	56.51	54.13

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

#### 2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

### 2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

#### （1）業績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、緩やかな回復基調が続く中、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動により、景気は弱い動きもみられております。先行きにつきましては、各種政策の効果により、今後も緩やかな回復が期待されますが、輸出の回復遅れや海外景気の下振れが、引き続きわが国の景気を下押しするリスクとなっております。

航空業界におきましては、航空自由化（オープンスカイ）やLCC（ロー・コスト・キャリア）の路線拡大、加えて空港経営改革の動きなど、より一層競争力強化に向けた取組みが求められております。当第1四半期連結累計期間の旅客数動向につきましては、羽田空港国内線の航空旅客数は、昨年度に続き前年同期を上回る水準で推移いたしました。また、国際線の航空旅客数については、羽田空港国際線発着枠が年間6万回から9万回に拡大したことや東南アジア諸国に対する査証緩和の効果もあり、羽田空港や関西空港では、前年同期比で増加いたしました。

このような状況の中、当社グループは中期経営計画（平成25年度から平成27年度）の2年目として、さらなる羽田国際化への対応、新しい空港運営の未来の構築、事業収益性の改善を重点課題として取り組んでおります。

本年3月の羽田空港国際線の増便に合わせ、国内線旅客ターミナルビルにおいて内・際乗継施設の整備等を実施し、利便性、快適性及び機能性の向上を図るとともに、国際線旅客ターミナルビルの拡張に合わせ、免税店運営や施設維持管理の業務受託を拡充し、当社グループの収益性の拡大を図ってまいりました。

また、本年4月より、新しいターミナル運営のスキームの一つとして、国内線旅客ターミナルビルの施設に係る便益と費用負担の関係を一層明確にするため、従来、航空会社より徴収していた共用施設利用料をお客さまから頂く仕組みに変更いたしました。

加えて、新たなサービスの提供や利用者ニーズの対応として、新たに店舗をオープンし、非航空系収益の拡大に努めました。第1旅客ターミナルビル地下1階には「JINS 羽田空港第1旅客ターミナル店」を誘致し、さらに出発ロビー北側3階テラスを「CHEF'S DECK」と名付け、和食とカフェが混在する新たな飲食ゾーン（「一休茶屋」「築地青空三代目」「MMCオーガニックカフェ」）を展開し、賑わいを創出いたしました。また、空港を利用されるビジネスマンを中心としたお客さまからご好評いただいた「イセタン 羽田 ストア（メンズ）」の2号店を新たに第2旅客ターミナルビルにオープンするとともに、女性のお客さまの潜在需要への対応を目指し、「イセタン 羽田 ストア（レディス）」を第1旅客ターミナルビルに展開いたしました。

免税事業においては、着実に増加する訪日外国人旅客に対応し、購買単価や購買率の改善を図り、さらなる増収に努め、羽田空港では本年3月の夏ダイヤからの発着枠拡大に伴う旅客増を確実に捉え、これらの施策により、航空旅客数の伸びを上回る大幅な増収となりました。成田空港では、羽田空港発着枠拡大の影響もあり、航空旅客数の減少による売上の伸び悩みを予想しておりましたが、中国や東南アジアからの訪日外国人旅客を対象とした集客施策が奏功し、前年同期を上回る増収となりました。また、関西空港においても、成田空港同様に集客施策を強化したことに加え、新たにブティック2店舗をオープンしたこと等により、前年同期比で大きく上回り好調に推移いたしました。

以上の結果、当第1四半期連結累計期間の業績につきましては、営業収益は390億3千5百万円（前年同期比12.8%増）、営業利益は23億8千9百万円（前年同期比197.8%増）、経常利益は29億1千9百万円（前年同期比273.0%増）、四半期純利益は18億6千9百万円（前年同期比458.2%増）となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。なお、営業利益（損失）はセグメント利益（損失）に該当します。

(施設管理運営業)

家賃収入につきましては、テナント歩合賃料の増収があったものの、空港外賃貸物件での減収があり、前年同期をわずかに下回りました。

施設利用料収入につきましては、航空旅客数の増加等に伴う国内線旅客取扱施設利用料収入の増加により、前年同期を上回りました。

その他の収入につきましては、羽田空港国際線旅客ターミナルビルにおける業務受託料収入や航空旅客数の増加に伴うエアポートラウンジ収入の増加等により、前年同期を大きく上回りました。

その結果、施設管理運営業の営業収益は 118億8千4百万円(前年同期比 7.9%増)となり、航空旅客数の増加に伴う増収に加え、昨年羽田空港国内線第2旅客ターミナルビル3スポット供用開始に伴い発生していた一過性費用の減もあり、営業利益は 16億5千7百万円(前年同期比 186.1%増)となりました。

(物品販売業)

国内線売店売上につきましては、航空旅客数の増加に加え、国内線第2旅客ターミナルビル出発ゲートラウンジ内における「イセタン 羽田 ストア(メンズ)」の2号店の新規展開等もあり、前年同期を上回りました。

国際線売店売上につきましては、訪日外国人旅客数の増加や円安の継続に加え、購買単価や購買率の改善を図ること等により、ブランド品を中心に売上が増加し、前年同期を大きく上回りました。

その他の売上につきましては、本年3月に拡張された羽田空港国際線旅客ターミナルビルの店舗や他空港への卸売が好調に推移したこと等により、前年同期を大きく上回りました。

その結果、物品販売業の営業収益は 240億5千9百万円(前年同期比 17.4%増)、営業利益は免税商品を中心に価格改定や原価率の改善が進んだこともあり、18億8千9百万円(前年同期比 44.2%増)となりました。

(飲食業)

飲食店舗売上につきましては、航空旅客数の増加に加え複数店舗の改廃を行った結果、前年同期を上回りました。

機内食売上につきましては、顧客である外国航空会社の便数は増加したものの機材の小型化により旅客数が減少し、前年同期を下回りました。

その他の売上につきましては、羽田空港国際線旅客ターミナルビルの拡張に伴う業務受託料収入の増加により、前年同期を上回りました。

その結果、飲食業の営業収益は 41億9千9百万円(前年同期比 0.8%減)、営業損益は各種コスト削減に努めたものの、羽田空港国際線拡張部への新店舗展開の要員増に伴う人件費増等により、5千1百万円の損失(前年同期は 1千1百万円の利益)となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

当社グループは、公共性と企業性の調和という基本理念の下、「羽田空港のさらなる進化への取組みと新しい空港運営の未来に向けた事業基盤の強化」をテーマとした中期経営計画(平成25年度から平成27年度)に基づき、さらなる羽田国際化への対応、新しい空港運営の未来の構築、事業収益性の改善という重点課題に、人材・組織力の強化を掲げて取り組んでおります。また、グループ一丸となって旅客ターミナルビルの利便性、快適性及び機能性の向上を目指し、環境変化に着実に対応することで企業価値の向上に努めております。

当面の課題として、羽田空港国際線旅客数の増加に対応し、拡張される免税店の運営受託や付帯ホテルの運営による業容拡大により、新たな収益の増加に取り組んでまいります。

また、既存事業の質的向上の追求と収支改善を目指し、第1旅客ターミナルビルにおいては、リニューアルの一環として、設備の更新・改善、店舗改装、商品構成の見直し等に努めるとともに、羽田空港外においても新たな事業展開等に取り組んでまいります。

当社グループは、今後とも、航空会社との協力・協調関係を一層強め、航空業界と一体となって首都圏空港の新たな発展に寄与してまいります。

当社の会社支配に関する基本方針、及び会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み、並びに会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの各概要は以下のとおりです。

#### 会社支配に関する基本方針

当社は、当社株式の大規模買付行為が行われる場合に、これを受け入れるか否かの最終的な判断はその時点における株主の皆様が委ねられるべきものであると考えます。

当社は羽田空港において、航空系事業として、国内線旅客ターミナルビルの建設、管理運営を行うとともに、国際線旅客ターミナルビルを建設、管理運営する東京国際空港ターミナル株式会社の筆頭株主として、同社から国際線旅客ターミナルビルの主要な運營業務の一括受託などを行っております。一方、非航空系事業として、羽田空港、成田国際空港、関西国際空港並びに中部国際空港において物品販売業等を営み、その収益を基盤として航空界の急速な発展に即応した旅客ターミナルビルの拡充整備に努め、事業規模の拡大を図ってまいりました。そのため、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、旅客ターミナル事業の有する高度の安全性と公共性についての適切な認識に加え、当社の企業価値の源泉をなす重要な経営資源（独創性の高い技術・ノウハウ、特定の市場分野における知識・情報、長期にわたり醸成された取引先との深い信頼関係、専門分野に通暁した質の高い人材等）への理解が不可欠であると考えます。

当社は、大規模買付者が突然現れた場合に、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に与える影響について株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、大規模買付者及び当社取締役会の双方から、大規模買付行為が当社に与える影響や、大規模買付者の経営方針等の情報が適切かつ十分に提供されることが不可欠と考えます。さらに、当該大規模買付行為に関する当社取締役会による検討結果等の提示は、株主の皆様判断に資するものであると考えます。

当社としましては、大規模買付行為が行われる場合には、大規模買付者において、株主の皆様判断のために、当社が設定して事前に開示する一定のルールに従って、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供していただく必要があると考えております。また、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損することとなる悪質な当社株式の大規模買付行為を防止するため、大規模買付者に対して相応の質問や大規模買付者の提案内容等の改善を要求し、あるいは株主の皆様々にメリットのある相当な代替案が提示される機会を確保し、さらには当該大規模買付ルールを遵守しない大規模買付行為に対しては企業価値ひいては株主共同の利益の維持・向上の観点から相当な措置がとられる必要があると考えております。

#### 会社の支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、会社の支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みとして、下記 で記載するもののほか、以下の取組みを行い、企業価値ひいては株主共同の利益の維持・向上に努めております。

##### ( )中期経営計画に基づく取組み

当社は、旅客ターミナルビルにおける絶対安全の確立のため、さらなる安全対策強化に全力を傾注するとともに、羽田空港国内線第1旅客ターミナルビル及び第2旅客ターミナルビルの一体的運営による一層の効率化を図り、運営諸費用の増加等への対策に努めております。また、東京国際空港ターミナル株式会社を建設、管理運営主体とする国際線旅客ターミナルビルにつきましては、同社の筆頭株主として、主要な運營業務の一括受託などを行っております。併せてお客様本位の旅客ターミナルビルの運営を目指し、当社グループCS理念「訪れる人に安らぎを、去り行く人にしあわせを」の下、顧客第一主義を徹底するほか、積極的な人材育成を図り、全社を挙げて一層のサービス向上、さらなる収益の向上に努めることとし、中期経営計画に基づく諸施策に積極的に取り組んでおります。

##### ( )コーポレート・ガバナンスの強化充実に向けた取組み

当社はコーポレート・ガバナンスが経営上重要な問題であるとの基本的認識に立ち、経営の透明性の確保を図るため、創業以来、社外取締役及び社外監査役を選任しております。平成16年には、経営に関する監督・助言機能を強化するため、従来の社外監査役2名に加え、新たに社外監査役1名を選任しました。さらに、平成21年には監督と執行の分離等を目的に執行役員制度を導入するとともに、取締役の定数を25名から15名に削減し、コーポレート・ガバナンスの強化と経営の効率化を図りました。また、平成22年には独立役員を2名指定しておりますが、平成25年にさらに1名指定しております。今後も最適なコーポレート・ガバナンスのあり方を検討してまいります。

会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、述べた会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するため、「当社株式に対する大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下「本対応方針」という。）により、大規模買付行為が行われる場合に関して大規模買付ルールを定め、かつ、大規模買付者が当該ルールを遵守しなかった場合における対抗措置の発動に係る手続きについて定めております。

( )独立委員会の設置

大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を害するものか否かの検討・審議を行い、大規模買付行為に関する当社取締役会の判断及び対応の公正を担保する機関として、独立委員会を設置します。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役、及び社外有識者のいずれかに該当する者の中から選任します。

当社取締役会は、大規模買付行為が開始された場合に当該大規模買付行為との関係では対抗措置を発動しない旨の不発動決議の是非について独立委員会に諮問することとし、当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとします。

( )大規模買付ルール

大規模買付ルールとして、大規模買付者は、定められた手続きに従い情報提出等を行うものとし、かつ、情報提出手続き等を経て、当社取締役会が不発動決議を行うまで、大規模買付行為を行わないこととします。

(ア)大規模買付意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者は、大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行う旨の大規模買付意向表明書（当社所定の書式）を事前に当社に対して提出していただきます。

(イ)大規模買付行為に関する情報の提出

大規模買付者から大規模買付意向表明書をご提出いただいた場合、当社は当該大規模買付者に対し、改めてご提出いただく情報の項目を記載した情報リストを10営業日（初日不算入）以内に交付いたします。

大規模買付者は、情報リストに基づき、株主の皆様のご判断及び独立委員会の検討のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報を当社にご提出いただきます。

(ウ)独立委員会による検討開始に係る通知

当社は、当該大規模買付行為に関する情報の提出が完了したと認められる場合等、独立委員会による検討を開始するのが適当と合理的に判断される場合には、その旨を大規模買付者に通知し開示するとともに、独立委員会による検討の開始を依頼いたします。

(エ)独立委員会による検討及び不発動勧告決議

独立委員会は、独立委員会検討期間として定められた期間内に、大規模買付行為の内容の検討、当社取締役会等の提供する代替案の検討等を行います。

大規模買付者は、独立委員会が検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。独立委員会は、当該大規模買付行為に関する情報の検討等の結果、全員一致の決議により、当該大規模買付行為が当社企業価値を毀損し会社の利益ひいては株主共同の利益を害するおそれがないものと認める場合には、当社取締役会に対して、不発動勧告決議を行うこととします。

(オ)株主総会における株主意思確認

独立委員会は、独立委員会検討期間内に不発動勧告決議を行うに至らなかった場合には、当該大規模買付行為に対する対抗措置に係る株主意思確認総会を開催する旨を勧告することとし、かかる勧告を受けて当社取締役会は、株主意思確認総会の招集を速やかに決定するものとします。

株主意思確認総会の決議は、出席株主の議決権の過半数によって決するものとします。

(カ)取締役会の不発動決議

当社取締役会は、独立委員会が当該大規模買付行為について不発動決議を行うべき旨勧告した場合、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情が存しない限り、不発動決議を速やかに行うものとします。

また、当社取締役会は、上記( ) (オ)に定める株主意思確認総会において対抗措置を発動すべきでない旨の株主意思が示された場合、不発動決議を速やかに行うものとします。

(キ)大規模買付ルールに従わない大規模買付行為に対する対抗措置の発動

当社取締役会が不発動決議を行うまで、大規模買付者は、大規模買付行為を行ってはならないものとします。当社取締役会は、大規模買付ルールに従わない大規模買付行為が行われ対抗措置の発動が相当である場合、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を目的として、本対応方針に基づく対抗措置を行うものとします。本対応方針の対抗措置としては、新株予約権の無償割当てその他の法令及び当社の定款上許容される手段を想定しております。

( )株主・投資家に与える影響

本対応方針は、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断されるために必要な情報を提供し、さらには、当社株主の皆様が大規模買付行為に係るより良い提案や、当社取締役会等による代替案の提示を受ける機会を確保するための相応の検討時間・交渉力等が確保されることを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為への応諾その他の選択肢について適切な判断をされることが可能となり、そのことが当社株主全体の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、本対応方針の設定は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断をなされる上での前提となるものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

取締役会の判断及びその理由

当社の中期経営計画、コーポレート・ガバナンスの強化充実等の各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに当社の基本方針に沿うものです。

また、本対応方針は上記の基本方針に沿うものであり、またその合理性を高めるため以下のような特段の工夫が施されておりますので、本対応方針は、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

( )本対応方針は、平成26年6月27日開催の第70回定時株主総会においてその基本的内容につき、株主の皆様への事前承認を受けております。当該株主総会の承認は、当該定時株主総会から3年を有効期間とします。当社取締役会は、3年が経過した時点で、改めて本対応方針に関する株主意思の確認を行い、株主の皆様にご判断いただくことを予定しております。当社取締役会は、当該株主総会承認の有効期間中、関連する法制度の動向その他当社を取り巻く様々な状況を勘案して、当該株主総会承認の趣旨の範囲内で、本対応方針の細目その他必要な事項の決定や修正等を行うこととします。

( )本対応方針は、株主意思確認総会において対抗措置を発動すべきでない旨の株主意思が示された場合、当社取締役会は不発動決議を速やかに行うものとしております。また、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役、及び社外有識者のいずれかに該当する者の中から選任される委員により構成される独立委員会が、株主意思確認総会の招集に先立つ独立委員会検討期間内において、当該大規模買付行為が当社企業価値を毀損し会社の利益ひいては株主共同の利益を害するおそれがないものと認め不発動勧告決議を行った場合には、当社取締役会は、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、速やかに同勧告決議に従い不発動決議を行うこととされています。このように、取締役の地位の維持等を目的とした恣意的な発動を防止するための仕組みを本対応方針は確保しております。

( )当社は、取締役の解任決議要件の普通決議からの加重も行っておりません。本対応方針は、大規模買付者が自己の指名する取締役を当社株主総会の普通決議により選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、廃止させることが可能です。従いまして、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は、期差任期制を採用していないため、本対応方針はスローハンド型（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

( )本対応方針は、経済産業省及び法務省が定めた平成17年5月27日付「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」が求める適法性の要件（新株予約権等の発行の差止めを受けることがないために充たすべき要件）、合理性の要件（株主や投資家など関係者の理解を得るための要件）をすべて充たしております。また、経済産業省企業価値研究会の平成20年6月30日付報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の提言内容にも合致しております。

( )その他

本対応方針の詳細につきましては、当社ホームページに掲載の「当社株式に対する大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の継続について」の本文をご覧ください。

( 参考URL <http://www.tokyo-airport-bldg.co.jp/company/ir/> )

### (3) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

航空業界におきましては、航空自由化（オープンスカイ）やLCC（ロー・コスト・キャリア）の路線拡大、加えて空港経営改革の動きなど、より一層競争力強化に向けた取組みが求められております。当第1四半期連結累計期間の旅客数動向につきましては、羽田空港国内線の航空旅客数は、昨年度に続き前年同期を上回る水準で推移いたしました。また、国際線の航空旅客数については、羽田空港国際線発着枠が年間6万回から9万回に拡大したことや東南アジア諸国に対する査証緩和の効果もあり、羽田空港や関西空港では、前年同期比で増加いたしました。

このような状況の中、当社グループは、公共性と企業性の調和という基本理念の下、「羽田空港のさらなる進化への取組みと新しい空港運営の未来に向けた事業基盤の強化」をテーマとした中期経営計画（平成25年度から平成27年度）に基づき、さらなる羽田国際化への対応、新しい空港運営の未来の構築、事業収益性の改善という重点課題に、人材・組織力の強化を掲げて取り組んでおります。また、グループ一丸となって旅客ターミナルビルの利便性、快適性及び機能性の向上を目指し、環境変化に着実に対応することで企業価値の向上に努めております。

当面の課題として、羽田空港国際線旅客数の増加に対応し、拡張される免税店の運営受託及び付帯ホテルの運営による業容拡大により、新たな収益の増加に取り組んでまいります。

また、既存事業の質的向上の追求と収支改善を目指し、第1旅客ターミナルビルにおいては、リニューアルの一環として、設備の更新・改善、店舗改装、商品構成の見直し等に努めるとともに、羽田空港外においても新たな事業展開等に取り組んでまいります。

当社グループは、今後とも、航空会社との協力・協調関係を一層強め、航空業界と一体となって首都圏空港の新たな発展に寄与してまいります。



### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	288,000,000
計	288,000,000

###### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成26年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成26年8月14日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	84,476,500	84,476,500	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	84,476,500	84,476,500	-	-

##### (2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### (5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成26年4月1日～ 平成26年6月30日	-	84,476	-	17,489	-	21,309

##### (6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7)【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成26年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成26年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 3,246,600	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 81,212,100	812,121	-
単元未満株式	普通株式 17,800	-	-
発行済株式総数	84,476,500	-	-
総株主の議決権	-	812,121	-

【自己株式等】

平成26年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
日本空港ビルデング株式会社	東京都大田区羽田空港3-3-2 第1旅客ターミナルビル	3,246,600	-	3,246,600	3.84
計	-	3,246,600	-	3,246,600	3.84

2【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

## 1【四半期連結財務諸表】

## (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	15,175	10,169
売掛金	9,558	10,983
商品及び製品	4,369	4,936
原材料及び貯蔵品	108	114
繰延税金資産	1,003	1,025
その他	1,885	4,066
貸倒引当金	12	12
流動資産合計	32,088	31,282
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物及び構築物	272,769	272,966
減価償却累計額及び減損損失累計額	174,638	176,747
建物及び構築物(純額)	98,131	96,218
機械装置及び運搬具	10,136	10,125
減価償却累計額及び減損損失累計額	8,417	8,458
機械装置及び運搬具(純額)	1,719	1,667
土地	10,466	10,466
リース資産	2,930	2,913
減価償却累計額及び減損損失累計額	1,502	1,601
リース資産(純額)	1,428	1,312
建設仮勘定	3	6
その他	25,906	25,971
減価償却累計額及び減損損失累計額	21,472	21,725
その他(純額)	4,433	4,245
有形固定資産合計	116,182	113,917
無形固定資産	1,949	1,793
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	18,680	19,046
長期貸付金	6,664	6,664
繰延税金資産	7,595	6,875
退職給付に係る資産	-	81
その他	2,197	2,166
投資その他の資産合計	35,137	34,833
固定資産合計	153,270	150,544
資産合計	185,358	181,827

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	5,737	5,420
短期借入金	12,272	12,772
未払法人税等	2,010	1,104
賞与引当金	1,052	491
役員賞与引当金	170	47
その他	10,229	10,188
流動負債合計	31,472	30,024
固定負債		
長期借入金	39,730	37,116
退職給付に係る負債	6,786	5,132
資産除去債務	449	451
その他	5,053	4,759
固定負債合計	52,019	47,458
負債合計	83,492	77,483
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	17,489	17,489
資本剰余金	21,309	21,309
利益剰余金	66,839	69,204
自己株式	3,240	3,240
株主資本合計	102,397	104,763
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	2,099	2,478
繰延ヘッジ損益	2,626	3,029
為替換算調整勘定	51	47
退職給付に係る調整累計額	1,583	1,507
その他の包括利益累計額合計	2,058	2,010
少数株主持分	1,527	1,591
純資産合計	101,866	104,344
負債純資産合計	185,358	181,827

## (2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
営業収益		
家賃収入	3,313	3,295
施設利用料収入	3,934	4,182
その他の収入	3,450	4,202
商品売上高	20,328	23,899
飲食売上高	3,571	3,455
営業収益合計	34,598	39,035
売上原価		
商品売上原価	15,063	17,579
飲食売上原価	2,204	2,182
売上原価合計	17,267	19,761
営業総利益	17,330	19,273
販売費及び一般管理費		
従業員給料	1,832	1,882
賞与引当金繰入額	383	469
役員賞与引当金繰入額	39	47
退職給付費用	231	245
賃借料	2,194	2,405
業務委託費	3,294	3,709
減価償却費	3,123	2,897
その他の経費	5,428	5,226
販売費及び一般管理費合計	16,528	16,883
営業利益	802	2,389
営業外収益		
受取利息	82	107
受取配当金	160	151
持分法による投資利益	-	215
雑収入	199	288
営業外収益合計	442	763
営業外費用		
支払利息	224	202
持分法による投資損失	215	-
雑支出	21	30
営業外費用合計	461	232
経常利益	782	2,919
特別損失		
その他の投資評価損	1	-
特別損失合計	1	-
税金等調整前四半期純利益	781	2,919
法人税等	445	1,058
少数株主損益調整前四半期純利益	335	1,861
少数株主利益又は少数株主損失( )	0	7
四半期純利益	334	1,869

## 【四半期連結包括利益計算書】

## 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	335	1,861
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	200	381
為替換算調整勘定	15	4
退職給付に係る調整額	-	62
持分法適用会社に対する持分相当額	571	388
その他の包括利益合計	786	51
四半期包括利益	1,122	1,912
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,119	1,917
少数株主に係る四半期包括利益	2	4

## 【注記事項】

## (会計方針の変更)

## (退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。 )及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。 )を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当第1四半期連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当第1四半期連結会計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当第1四半期連結会計期間の期首の退職給付に係る資産が68百万円発生し、退職給付に係る負債が1,615百万円減少し、利益剰余金が1,065百万円増加しております。なお、当第1四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。

## (四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

## (税金費用の計算)

税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

## (四半期連結貸借対照表関係)

## 保証債務

次の関係会社について、金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

前連結会計年度 (平成26年3月31日)		当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)	
日本エアポートデリカ株式会社 (借入債務)	548百万円	日本エアポートデリカ株式会社 (借入債務)	548百万円

## (四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。 )及び負ののれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
減価償却費	3,144百万円	2,916百万円
負ののれんの償却額	47百万円	-百万円

## (株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年6月30日)

## 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	527	6.5	平成25年3月31日	平成25年6月28日	利益剰余金

当第1四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年6月30日)

## 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	568	7.0	平成26年3月31日	平成26年6月30日	利益剰余金



(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額 (注1)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注2)
	施設管理 運営業	物品販売業	飲食業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	10,516	20,337	3,744	34,598	-	34,598
セグメント間の内部売上高 又は振替高	496	160	487	1,144	(1,144)	-
計	11,013	20,498	4,232	35,743	(1,144)	34,598
セグメント利益	579	1,309	11	1,900	(1,097)	802

(注)1. セグメント利益の調整額には、各報告セグメントに配分していない親会社本社の総務部門等管理部門に係る費用1,098百万円が含まれております。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額 (注1)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注2)
	施設管理 運営業	物品販売業	飲食業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	11,398	23,899	3,736	39,035	-	39,035
セグメント間の内部売上高 又は振替高	486	160	462	1,109	(1,109)	-
計	11,884	24,059	4,199	40,144	(1,109)	39,035
セグメント利益又は損失( )	1,657	1,889	51	3,495	(1,105)	2,389

(注)1. セグメント利益又は損失( )の調整額には、各報告セグメントに配分していない親会社本社の総務部門等管理部門に係る費用1,107百万円が含まれております。

2. セグメント利益又は損失( )は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	4円12銭	23円1銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	334	1,869
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	334	1,869
普通株式の期中平均株式数(千株)	81,230	81,229

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

(合併会社の設立)

当社は、平成26年7月30日開催の取締役会において、当社、株式会社三越伊勢丹ホールディングス、成田国際空港株式会社および株式会社NAAリテイリング、4社による合併会社設立について決議し、平成26年7月31日付で合併契約書を締結いたしました。

1. 合併会社設立の目的

当社、株式会社三越伊勢丹ホールディングス、成田国際空港株式会社および株式会社NAAリテイリングの4社は、これまで培ってきた免税事業のノウハウと各経営資源を結集することで、従来の空港における免税売店に加え、観光立国推進の一環として、より競争力のある市中での空港型免税売店(保税売店)を展開し、出国する国内外の旅行者の新たな消費需要を喚起するとともに、訪日外国人の利便性を高めることを目的に、共同出資による新会社を設立いたします。

2. 合併会社の概要

- (1) 商号：株式会社 Japan Duty Free Fa-So-La 三越伊勢丹(仮称)
- (2) 代表者：未定
- (3) 本店所在地：東京都中央区銀座4-6-16
- (4) 設立時期：平成26年9月(予定)
- (5) 資本金：1,000万円
- (6) 事業内容：市中免税店事業
- (7) 出資比率：当社 45.0%、株式会社三越伊勢丹ホールディングス 27.5%、株式会社NAAリテイリング 27.5%

3. その他重要な事項

本合併会社設立による業績の影響につきましては、現在精査中であり、判明次第開示いたします。

2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年8月14日

日本空港ビルデング株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 稲垣 正人 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴木 真紀江 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 佐藤 重義 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本空港ビルデング株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本空港ビルデング株式会社及び連結子会社の平成26年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。